

# 感染再拡大に向けた総合的な保健・医療提供体制 ①

資料5

## 現状の最大値

医療機関+臨時の医療施設等  
約**9,200**床

### 医療機関

確保病床

**6,651**床

回復期支援病床

**1,785**床

### 臨時の医療施設等

緊急対応

入院待機ステーション

**46**床

軽症~中等症

酸素・医療提供ステーション

**720**床 など

### 宿泊療養施設

受入時間・食事配膳等

- 受入時間帯  
午前・14時~16時半
- 吐き等1か所で弁当配布

宿泊施設の機能

- 医師による健康相談  
(リモート) ※品プリ、ペット同伴型は  
リモート拠点に自動常駐
- 看護師は24h常駐

受入居室数 **16**施設 約**3,200**室

### 自宅療養

自宅療養者  
フォローアップセンター

**150**人体制(令和3年8月)  
※通常**50**人体制

パルス  
オキシメーター

約**10**万台確保

## 今後の体制

医療機関+臨時の医療施設等  
約**9,440**床

### 医療機関

確保病床

**6,891**床 **+240**  
(調整中)

回復期支援病床

**1,785**床

### 臨時の医療施設等

緊急対応

入院待機ステーション

**46**床

軽症~中等症

酸素・医療提供ステーション

**720**床 など

### 宿泊療養施設

受入時間・食事配膳等

- 受入時間帯 **拡大**  
午前・午後・夕方以降
- 各階への弁当配布等

約**4,500**室確保

宿泊施設の機能

- **医療・看護度が高い施設**  
(往診型)と**リモート診療**  
対応の施設に機能分化

更なる規模拡大を調整中

### 自宅療養

自宅療養者  
フォローアップセンター

約**250**人体制 **体制強化**  
(一般相談専用窓口含む)

パルス  
オキシメーター

約**21**万台確保 **+11万台**

■ 国公表の確保病床数6,406床(9/1現在)、宿泊療養施設3,370室(9/1現在)

■ 計数は現段階のものであり、今後変更する可能性あり

# 感染再拡大に向けた総合的な保健・医療提供体制 ②

すべての患者が速やかに、継続して健康観察や診療等を受けられる体制

## ■ 保健所や発熱相談センターを介さない診療・検査体制の拡充

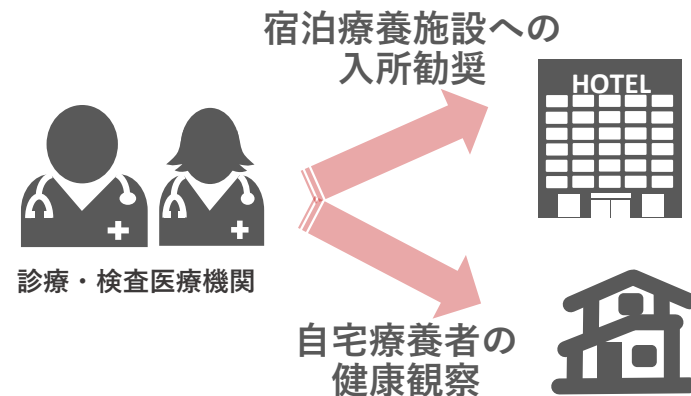
- 発熱時に診療・検査を行う医療機関の役割の強化と更なる公表



診療・検査医療機関マップ

## ■ 医療機関による療養種別の勧奨等

- 無症状者や重症化リスクのない患者に対する宿泊療養の勧奨や自宅療養者の健康観察の実施



## ■ 陽性判明後、宿泊療養を希望する患者が、自ら申込可能な電話窓口を設置

- 早期に入所できる仕組みを構築

【宿泊療養申込窓口】

03-5320-5997

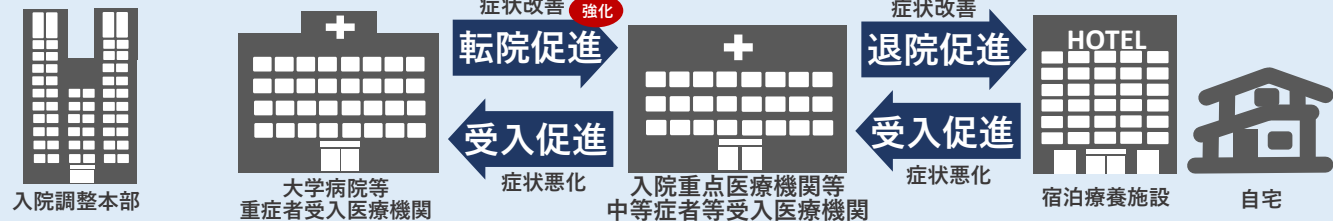
(11月15日~)

# 感染再拡大に向けた総合的な保健・医療提供体制 ③

必要な方が迅速に病床や臨時の医療施設等に受け入れられ  
確実に入院につながる体制

- 必要な病床数6,891床確保 (今夏と比べて約3割増の入院患者の受け入れが可能)
- 入院調整本部に専任の転退院支援班(仮称)を設け、**転退院を促進**

## 転退院支援班設置



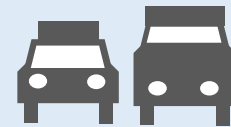
## ■ 酸素・医療提供ステーションの 多機能化

- 外来診療や入院待機者の診療等  
機能を強化



- 症状に応じた患者搬送を円滑に行う  
ため、**搬送用陰圧車両の増**や効率的  
な配車オペレーションにより、**輸送  
人員を増加**

車両台数(予算ベース)



約540台→さらに積み上げ

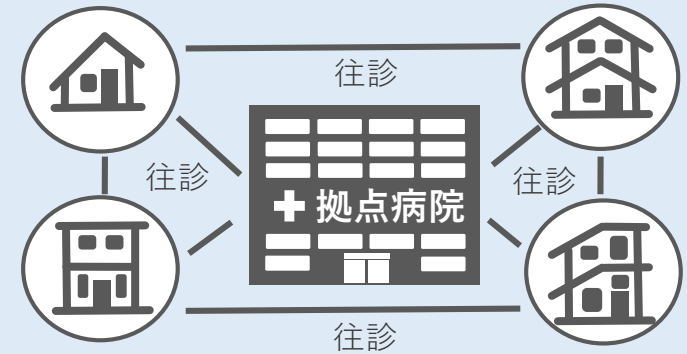
〔 宿泊療養施設、酸素・医療提供ステーション、  
中和抗体薬投与のための搬送車両合計 〕

# 感染再拡大に向けた総合的な保健・医療提供体制 ④

症状の変化に迅速に対応して必要な医療につなげるとともに、保健所の業務負荷を軽減

## ■ 往診を行う拠点病院の設置

- 往診の供給量が不足する地域や往診が効率的でない地域において、往診等を広域的に行う医療機関と地域の医療機関との連携強化



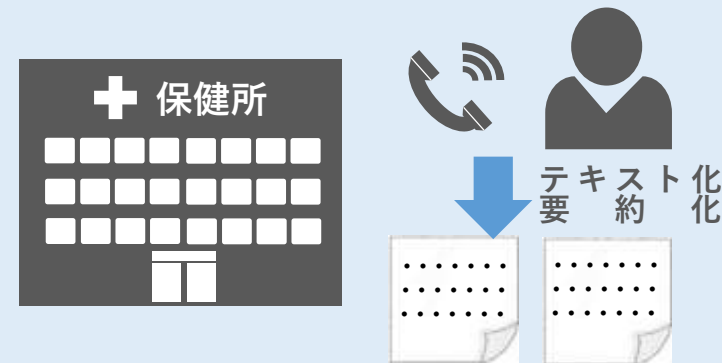
## ■ 特養や老健、児童養護施設等の施設に対するクラスター対策

- クラスターが発生した際、往診対応や中和抗体薬投与等により施設内の更なる感染を抑制



## ■ 保健所DX(業務のデジタル化)の推進

- 患者調査において音声マイニング技術(患者との電話のやり取りをテキスト化・要約化する技術)を活用
- 患者対応状況等の進捗の見える化による情報共有



## 必要な医療人材の確保

### ■ 東京都医療人材登録データベースの設置

- 感染症法第16条の2に基づく協力要請に応じる医療機関等や医師・看護師が人材情報を登録する**東京都医療人材登録データベース**を設置
- 東京都医師会による協力や東京都看護協会による協力（ナースバンクによる人材派遣）に加え、医療提供体制の逼迫時に速やかに医療人材を確保するため、**予め登録し従事につなげる新たな仕組みを構築**

#### 1 登録対象

- 都内医療機関
- 医師・看護師養成機関
- 医師、看護師、保健師（個人）

#### 2 主な派遣先

- 都が要請した施設
  - 宿泊療養施設
  - 酸素・医療提供ステーション
  - フォローアップセンター、発熱相談センターの相談業務等
- 区市町村におけるワクチン接種

#### 3 登録から人材配置までの基本的な流れ

##### ① 登録者

- ・ 医療機関名もしくは個人名
  - ・ メールアドレス等連絡先
  - ・ 協力可能業務等
- を入力

##### ② 東京都

必要な医療人材や勤務先の概要等を登録者に提示

##### ③ 登録者

都が要請した施設等の業務受託会社又は区市町村に申込み

##### ④ 業務受託会社 又は区市町村

医療人材を配置